

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第七十六号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他の手数料徴收規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

榮養士免許その他の手数料徴收規程中改正規程

第一條第二十一号中「免許狀書換手数料」を「免許書換手数料」に、同條第三十二号中「免許狀再下附手数料」を「免狀再交付手数料」に改め、同号の次に次の十六号を加える。

- 二十二の二 看護人試験手数料 百五十円
- 同 三 看護人免許手数料 百円
- 同 四 看護人免狀書換手数料 三十円

昭和二十五年十月六日 金曜日
第二千四百十九号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 同 五 看護人免狀再交付手数料 五十円
- 同 六 甲種看護婦業務従事証交付手数料 百円
- 同 七 甲種看護婦業務従事証書換手数料 三十円
- 同 八 甲種看護婦業務従事証再交付手数料 五十円
- 同 九 甲種看護人業務従事証交付手数料 百円
- 同 十 甲種看護人業務従事証書換手数料 三十円
- 同 十一 甲種看護人業務従事証再交付手数料 五十円
- 同 十二 看護婦業務従事証交付手数料 百円
- 同 十三 看護婦業務従事証書換手数料 三十円
- 同 十四 看護婦業務従事証再交付手数料 五十円
- 同 十五 看護人業務従事証交付手数料 百円

00359

- 同 十六 看護人業務従事証書換手数料 三十円
 - 同 十七 看護人業務従事証再交付手数料 五十円
- 附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年八月三十一日から適用する。

◇鳥取縣規則第七十七号

縣有種雄畜貸付規則を次のように定める。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有種雄畜貸付規則

- 第一條 この規則で種雄畜とは豚、緋羊の雄をいう。
- 第二條 種豚及び種緋羊の改良増殖並びに血液の更新をはかるため、この規則により縣有種雄畜を郡畜産農業協同組合連合会又は鳥取縣緋羊農業協同組合（以下借受者という。）に対して貸付する。
- 前項の縣有種雄畜の貸付を受けた借受者は貸付種雄畜を種豚及び種緋羊の改良増殖並びに血液の更新をはかるに適當と認める者に貸付しなければならない。
- 第三條 縣有種雄畜の貸付を受けようとするものは知事の指定する期日までに別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 第四條 縣有種雄畜の貸付を受けたときは借受者は速かに最終借受者を決して別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。
- 最終借受者を変更したときは直ちにこれを知事に報告しなければならない。
- 第五條 縣有種雄畜の貸付期間は貸付の日より豚は滿二箇年、緋羊は滿三箇年とする。但し貸付後知事が必要と認めたときは貸付期間を変更することができる。
- 第六條 借受者は貸付種雄畜を農業共済保険に附さなければならぬ。
- 第七條 借受者は借受期間中毎年三月末日まではん殖成績を別紙第三号様式により毎年四月十五日までに知事に報告しなければならない。
- 第八條 借受者は貸付種雄畜を借受けた日から豚は滿二

00360

箇年、緋羊は滿三箇年経過した後時價に相當する金額の全額を知事の指定する期日に納入しなければならない。

前項の金額は借受者の評價價格を参考として知事が決定するものとする。

第一項の金額を完納した借受者に対し知事はその種雄畜を讓与する。

第九條 貸付種雄畜が失踪、盜難、へい死その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事に届け出なければならない。

前項の場合借受者は、その種雄畜が事故發生時の價格に相當する金額の五割を、知事の指定した期日に賠償しなければならない。この金額については第八條と同様の要領により知事が決定するものとする。但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めたときは、賠償金額を減免することができる。

第十條 貸付種雄畜の受領は、知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する費用及び飼養管理その他一

切の費用は借受者の負担とする。

第十一條 借受者は別紙第四号様式による台帳を備え、貸付種雄畜について該台帳に必要事項を記載しなければならない。

第十二條 借受者がこの規則に違背したときは知事は貸付種雄畜を返納させることができる。この場合借受者はこれによつて生ずる損害の賠償を請求することができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。
昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十四号縣有種雄畜貸付規則は廢止する。

第一号様式

縣有種雄畜貸付申請書

一、種雄畜（豚、緋羊） 頭

右縣有種雄畜貸付規則により貸付を受けたいので次の事項を具し申請致します。

年 月 日

00361

鳥取縣知事 殿

記

一、種畜(豚、緬羊)改良計画
二、最終借受予定者住所氏名

第二号様式

縣有種雄畜(豚、緬羊)借受証

別記の縣有種雄畜(豚、緬羊)を借受致しましたので
昭和二十五年 月 日鳥取縣規則第七七号縣有種
雄畜貸付規則を守りこの借受証を提出します。

昭和 年 月 日

借受者 團 体 長 名 ㊦

鳥取縣知事 殿

別記

貸付種雄畜名簿

貸付家畜貸付名号	生年	借受期間	借受價格	最終借受者	摘要
種類番号	性	月日			

第三号様式
昭和 年 月 日 縣有種雄畜はん殖表
貸付先 住所氏名 種年日 分年月 産頭社 備考

種類	名号	住所氏名	種年日	分年月	産頭社	備考

第四号様式

借 受 台 帳

貸付家畜の種類	貸付番号	名号	生年月日	借受期間	引取場所	借受時の價格	家畜保險加入年月

00362

告 示

◇鳥取縣告示第五百二号

昭和二十五年七月鳥取縣告示第三百二十号(狂犬病予防のため野犬掃蕩実施の件)は九月二十二日限り廃止した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第五百三号

鳥取縣建築士審議会規程を次のように定める。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築士審議会規程

第一條 建築士法第二十八條の規定により鳥取縣建築士審議会(以下審議会という。)を設置する。

第二條 審議会は知事の行う処分に対する建築士法に規定する同意についての議決を行うとともに知事の諮問に応じ、建築士の改善に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

第三條 審議会の事務所は鳥取縣土木部建築課内に置く。

第四條 審議会は委員八名をもつて組織する。

2、委員は次のものの中から知事が命じ又は委嘱する。

- 一、学識経験者 六名
- 二、関係各庁職員 二名

第五條 学識経験者である委員の任期は三年とする。但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2、前項の委員は再任されることが出来る。

第六條 審議会に会長を置く。会長は学識経験者である委員のうちから委員が互選する。

2、会長は会務を総理する。

3、会長に事故があるときは学識経験者である委員のう

00363

ちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。
第七條 審議会に幹事若干名を置く。幹事は審議会の議
をへて会長がこれを委嘱する。

2、幹事は会長の指揮を受けて会務を処理する。

第八條 審議会に書記若干名を置き会長がこれを委嘱す
る。

書記は会長の命を受けて庶務に従事する。

第九條 審議会は委員の二分の一以上が出席しなければ
会議を開くことができない。

2、審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数の
ときは会長の決するところによる。

第十條 この規程に定めるものを除く外審議会の運営に
関し必要な事項は審議会が定める。

附則

第十一條 この規程は公布の日から施行し昭和二十五年
七月一日から適用する。

◇鳥取縣告示第五百四号

昭和二十五年第二回医薬品販売業認定試験を次の通り
施行する。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類科目、日時及び場所
学説試験

試験科目

薬事に関する法規

医薬品の性状貯藏方法及び取扱上の注意事項

日時 昭和二十五年十一月十日(金)

午前九時より午前十一時まで

場所 鳥取中央保健所

実施試験

試験科目

医薬品の実物鑑定及び取扱方法

日時場所については学説試験合格者へ通知する。

志願者は昭和二十五年十一月五日までに受験願書に試験
手数料三百円を添えて直接衛生部薬務課宛提出すること。

00364

◇鳥取縣告示第五百五号

昭和二十五年第二回毒物劇物営業事業管理入試験を次
の通り施行する。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目、日時及び場所

筆記試験

試験科目

毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物に関する性質及び貯藏その他取扱方法

日時 昭和二十五年十一月十日(金)

午後一時より午後三時まで

場所 鳥取中央保健所

実施試験

毒物及び劇物の識別及びその取扱

日時、場所は筆記試験施行後決定し筆記試験合格者
へ通知する。

志願者は昭和二十二年十二月三十一日鳥取縣規則第六十
二号毒物劇物営業取締法施行細則を参照して昭和二十五

◇鳥取縣告示第五百七号

年十一月五日までに受験願書に試験手数料百円を添えて
直接衛生部薬務課宛提出すること。

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の
ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 東伯部倉吉町大字葵町八五一
佐々木 い わ

一 建築物の位置 右同

一 同 用途 住宅

一 同 構造 木造 亜鉛鉄板葺 平家建 一棟

一 同 規模 建築面積 二六、三〇平方米
突出する部分 同

一 許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

00365

- 一 無償にてこの建物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減もしくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百八号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 氣高郡大正村大字古海八二二 宮 脇 歳 男
- 一 建築物の位置 鳥取市大工町頭二五番地
- 一 同 用途 店舗併用住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 五〇、五平方米 突出する部分 六、九同

- 一 許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減もしくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百九号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 鳥取市栗谷町六六 宮 本 政 保
- 一 建築物の位置 鳥取市本町一丁目七

00366

- 一 同 用途 店舗併用住宅
- 一 同 構造 木造 亜鉛鉄板葺 二階建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 二二、三平方米 突出する部分一八、〇同
- 一 許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前項の事業の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減もしくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十二号

第十五回鳥取縣選舉管理委員會を次のように招集する。

昭和二十五年十月六日

- 鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸
- 一 招集の日時 昭和二十五年十月九日午後一時
- 一 招集の場所 鳥取縣庁
- 一 議 題
- 昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉につき実施する立会演説会の開催計画決定その他について